

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

- ・地元のクリエイターやデザイナーとの協業による提案力強化
- ・印刷前工程（データ制作・編集）を外部と連携し効率化
- ・取引先企業と共同で商品パッケージや販促物を企画・開発

b. IT 実装支援

- ・クラウド共有フォルダによるデータの効率的なやり取り支援
- ・顧客向けに簡単なデータチェック方法や操作方法の説明資料を提供
- ・社内のセキュリティ体制を強化し、取引先の情報保護に配慮

c. グリーン化の取組

- ・環境にやさしいFSC 認証紙や植物油インキの積極活用
- ・廃版・誤刷の削減による紙資源ロスの低減
- ・グリーン購入法適合製品の利用提案

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費

やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

弊社では、サプライヤーとの持続可能な関係構築を目指し、印刷工程で発生するロス削減の情報共有を進め、環境配慮型物流（いわゆる「ホワイト物流」）の考え方にも賛同しつつ、納品効率の見直しを共同で検討します。

また、支払い条件の見直し（早期支払・現金化支援）や、電子帳簿保存対応の支援についても、段階的に対応を進めてまいります。

2025 年 6 月 13 日

有限会社 吉川印刷

代表取締役 奥田邦彦